

活用業務届出書

東経営第 000200000820 号
2026年4月10日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) えぬていていひがしにほんかぶしがいしや

氏 名 NTT東日本株式会社

代表取締役社長 しぶたに なおき
澁谷 直樹

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

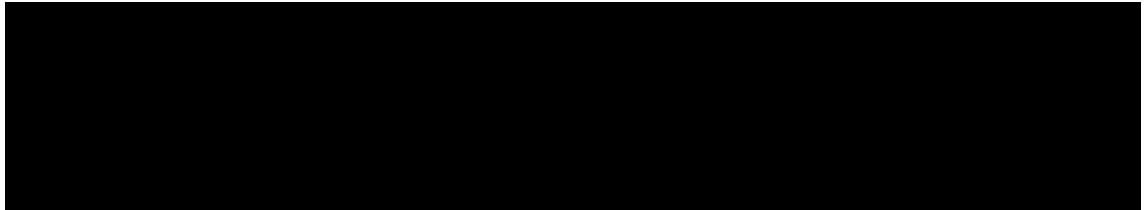
N T T東日本株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する技術及びその職員を活用し、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して、当社があらかじめ選定・調達、制作した商品（不動産を含む。移動通信役務・I S P等の電気通信役務を含まない物品等）の販売・レンタルを実施する。

また、必要に応じて全国のお客様に対して本サービスを提供することを目的とする他の企業等にも上記の業務を行うものである。

2. 業務の開始時期

2026年5月11日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による

5. 業務を営む理由

当社は、当社の地域電気通信業務と密接不可分である端末のレンタルを本来業務、当社の地域電気通信業務に付随する端末機器等の販売を附帯業

務、また個別のお客様要望に応じた情報通信関連商品の販売を目的達成業務として実施しているが、営業活動を行う中で、全国に拠点を持つお客様から、当社が本来業務、附帯業務または目的達成業務として取り扱っている端末の購入・レンタルにニーズがある。

また、特に中小企業のお客様を中心に、新たな事業所等を開設する等をきっかけとして通信環境整備のご要望をいただいた際、通信とは関連の無い機器や事務用品等の調達・提供についても、当社へ相談いただく事例が生じているところ。

これらの要望は汎用的・共通的なニーズであることから、個別の要望に応じた対応ではなく、当社があらかじめ選定・調達、制作した商品を販売・レンタルすることで、お客様要望に応じていきたいと考え、本業務を実施することとしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備
なし

(2) 技術
現在、本来業務を営むために保有する技術。

(3) 職員
現在、本来業務を営むために保有する職員。

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して、当社があらかじめ選定・調達、制作した商品の販売・レンタルを実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の地域電気通信サービスの利用を必須としない。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して、当社があらかじめ選定・調達、制

作した商品の販売・レンタルを実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の電気通信サービスの利用を必須としない。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、既に他の企業が提供しているサービスと同様のものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和6年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指

導することとしている。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については業務毎に適正に配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して、当社があらかじめ選定・調達、制作した商品の販売・レンタルを実施するものであり、本業務を営むにあたって当社の地域電気通信サービスの利用を必須としておらず、既に他の企業等が実施している業務と同様のものであることから、他の事業者においても実現可能な業務である。

また、本業務を営む上で、汎用的・共通的なニーズがあると想定される商品を当社があらかじめ選定の上、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者を含む他社より調達するが、当該調達行為が公平であることについては、当社の社内規定に基づき、重要な意思決定機関等において確認の上、承認することとする。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

添付資料

収支算定・費用算定の考え方

収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法
対象商品の販売・レンタル価格の総計

【費用】

	算定方法
必要経費	業務の実施に必要なとなるコスト(物品費、委託費等)を計上
営業費	対象商品の提供に必要なとなる営業費